

自動車の使用者に対する是正措置命令等に関する事務取扱規程

令和 5 年 3 月 1 7 日

福井県公安委員会規程第 6 号

自動車の使用者に対する是正措置命令等に関する事務取扱規程を次のように定める。

自動車の使用者に対する是正措置命令等に関する事務取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 7 4 条の 3 第 6 項及び第 8 項の規定による命令をする場合の事務手続に関し、法、道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車の使用者

自動車を使用する権原を有する者で、かつ、自動車の運行を総括的に支配することのできる地位にある者をいう。

(2) 是正措置命令

公安委員会が、法第 7 4 条の 3 第 8 項の規定により、自動車の使用者に対し、是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることをいう。

(3) 解任命令

公安委員会が、法第 7 4 条の 3 第 6 項の規定により、自動車の使用者に対し、安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の解任を命ずることをいう。

(4) 必要な権限

安全運転管理者が、法第 7 4 条の 3 第 2 項の業務を行うため必要となる事業所内の権限をいう。

(是正措置命令)

第 3 条 是正措置命令は、原則として次のいずれかに該当することとなった場合に行うこととする。

(1) 自動車の使用者が、安全運転管理者に対し、必要な権限を与えていないため自動車の安全な運転が確保されていない場合

(2) 自動車の使用者が、安全運転管理者が法第 7 4 条の 3 第 2 項の業務を行うため必要な機材を整備していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合

2 是正措置命令は、是正措置命令書（別記様式第 1 号）により行うものとする。

(解任命令)

第4条 解任命令は、原則として次のいずれかに該当することとなった場合に行うこととする。

- (1) 安全運転管理者等が法第74条の3第1項又は第4項の府令で定める要件を備えないこととなった場合
- (2) 安全運転管理者が法第74条の3第2項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合

2 解任命令は、安全運転管理者等解任命令書(別記様式第2号)により行うものとする。
(警察本部長への委任)

第5条 この規程を実施するために必要な事項については、警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第 号
年 月 日

是 正 措 置 命 令 書

（自動車の使用者）

様

福井県公安委員会

次の理由により、道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、是正のために必要な措置をとるべきことを命じます。

理 由	
是 正 の た め に 必 要 な 措 置	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として提起することができます。この場合において福井県を代表する者は福井県公安委員会となります。
- 3 1の審査請求をした場合のこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

安全運転管理者等解任命令書

（自動車の使用者）

様

福井県公安委員会

次の理由により、道路交通法第 7 4 条の 3 第 6 項の規定に基づき、あなたが選任した安全運転管理者等の解任を命じます。

理 由	
解 任 す る 安全運転管理者等	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福井県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福井県を被告として提起することができます。この場合において福井県を代表する者は福井県公安委員会となります。
- 3 1 の審査請求をした場合のこの処分の取消しの訴えは、2 にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。